

～旅行キャンセル費用補償保険(企画旅行等)付きの 旅行商品をご購入の方へ～

補償のしおり

- * このたびご購入いただいた旅行商品には、「旅行キャンセル費用補償保険(企画旅行等)」が**無償で付帯**されております。
- * 万が一、下記「保険金をお支払いする場合」に該当して旅行最初の搭乗を中止した場合はキャンセル費用(旅行業者等から払戻しを受けられない費用、取消料、違約料等)が補償されますので、所定の方法により保険金をご請求ください。

1 保険金をお支払いする場合

補償期間中に生じた以下のような事由を直接の原因として、記名被保険者(企画旅行に参加される方)の方が**旅行最初の搭乗を中止した場合**に、キャンセル費用(旅行業者等から払戻しを受けられない費用、取消料、違約料等)を保険金としてお支払いします。

※補償内容は、購入された企画旅行等に付帯された保険契約の内容により異なります。
詳しくは3「お客様窓口」までお問い合わせください。

①記名被保険者の病気・ケガによる入院

- ・入院：記名被保険者が、傷害または疾病を直接の原因として、旅行最初の搭乗日当日に入院中(*1)もしくは旅行最初の搭乗日から遡って30日以内(搭乗日当日を含む)に継続して3日以上入院した場合



②記名被保険者の死亡

- ・記名被保険者が補償期間内に死亡(*2)した場合



③火災・災害による家屋損壊等

補償期間内に、記名被保険者の平時居住している家屋が、火災、落雷、破裂または爆発(*3)、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(*4)、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災、水災(*5)等により家屋または家屋の一部が100万円以上の損害(*6)を受けた場合



以下の補償内容は購入された企画旅行等に付帯された保険契約の内容により異なります。以下の補償内容が全て担保されていない場合もあります。

⑤ご親族の死亡

補償期間内に、記名被保険者の配偶者(*7)または3親等以内の親族(*8)が死亡した場合

⑥記名被保険者の病気・ケガによる通院

記名被保険者が、旅行最初の搭乗日当日に発病もしくは発病していた疾病、または、旅行最初の搭乗日当日に被ったもしくは被っていた傷害により、旅行最初の搭乗日の前日、旅行最初の搭乗日当日または旅行最初の搭乗日の翌日に通院した場合

⑦ご家族の病気・ケガによる入院・通院

- ・入院：記名被保険者が、配偶者(*7)または2親等の親族(親または子)が疾病または傷害によって旅行最初の搭乗日当日に入院中であることにより、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。
- ・通院：記名被保険者の、配偶者(*7)または同居の2親等の親族(親または子)が旅行最初の搭乗日に発病し、もしくは発病していた疾病、または、旅行最初の搭乗日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、当該親族が旅行最初の搭乗日前日、搭乗日当日または搭乗日翌日に通院した場合において、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。

⑧当日の交通機関の運休・遅延

記名被保険者が、旅行最初の搭乗日当日に搭乗を開始する空港、駅等へ向かう際に利用する公共交通機関(*9)に運休、欠航、または1時間以上の遅延が発生した場合

⑨裁判員に選任された場合

記名被保険者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)に定める裁判員または補充裁判員に選任され、補償期間中の最初の搭乗日当日から(最初の搭乗日当日を含む)旅行期間中に裁判所へ出廷することになった場合

⑩急な出張

記名被保険者が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために、国外への業務出張(*10)または国内の宿泊を伴う業務出張(*11)をする場合で、搭乗日当日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれるとき。

⑪同じ保険契約での同伴者の事由(同伴者事由)

記名被保険者の内の1人が①から③までの事由または特約条項に規定する事由により、搭乗できないことを直接の原因として、当該記名被保険者と同伴を予定していた他の記名被保険者も搭乗しなかった場合。ただし、当該事由で保険金が支払われるのは、事由が発生した記名被保険者に同伴を予定していた方1名分までとします。

⑫パスポート紛失・盗難等

記名被保険者が、パスポートの紛失・置き忘れ(*12)または盗難により出国(*13)できなかった場合

(*1) 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(*2) 記名被保険者の搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日から旅行最初の搭乗日までに記名被保険者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、記名被保険者が死亡したものと推定します。

(*3) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*4) 台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。

(*5) 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。

(*6) 滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家屋または家財について生じた損害を含みます。

(*7) 配偶者には、事実上ないし社会通念上の配偶者と認められる者(内縁関係にある者)も含みます。(「内縁」とは、婚姻意志をもって同居し、実質的には夫婦同様の共同生活を送っているが、法の定める婚姻の届け出をしていないため法的には婚姻として取り扱われない「事実上の夫婦関係」をさします。)ただし、事由発生日からその日を含めて30日以内に記名被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。

(*8) 「3親等」等の続柄は、事由が生じた時点におけるものをいいます。

(*9) 航空機、船舶、車両等の交通機関をさします。

(*10) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張をいい、日本を出国してから帰国するまでの期間が最大3ヶ月以下のものをいいます。

(*11) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。

(*12) 置き忘れは、置き忘れによる紛失を指し、自宅等への置き忘れは含みません。

(*13) 日本国からの出国をいいます。

2 ご請求手続きの方法

- ① 1「保険金をお支払いする主な場合」に掲げられた事由によりご出発できなかった場合は、旅行最初の搭乗日以降30日以内に弊社ホームページからご連絡ください。
- ② 1「保険金をお支払いする主な場合」に掲げられた事由が発生した場合、キャンセル費用(旅行者等から払戻しを受けられない費用、取消料、違約料等)を確認できる領収書または精算書等の書類をご提出いただく必要がありますので、予約確認書、旅行者からの予約確認のメール、キャンセル料の領収書等は処分せず、保険金請求手続き完了まで大切に保管してください。
- ③ 保険金請求からお支払いまでの流れは以下の通りです。

保険金請求からお支払いまでの流れ

※旅行最初の搭乗日以降にお手続き可能となります。

ご請求される方が旅行購入者の場合



① トップページ「各種お手続き」→「トリップキャンセル」からマイページにログイン
<https://www.ticketguard.jp/web>

必要なID/パスワード:
旅行商品購入後、弊社から購入者の方にメールで通知されます。(※加入者確認証記載のパスワードではありません)



② 該当する企画旅行名の下に表示されている【保険金の請求へ】ボタンをクリック

③ 画面の案内にしたがい、必要事項を入力してください。

ご請求される方が旅行購入者以外の場合
お手元に加入者確認証をご用意ください。

① 旅行最初の搭乗日以降に以下のURLにお入りください。
<https://www.ticketguard.jp/web/pc/GM14/GM14010.aspx>



② 加入者確認証番号と加入者確認証記載のパスワードを入力

必要なID/パスワード:
加入者確認証記載のパスワードです。

③ 画面の案内にしたがい、必要事項を入力してください。

④ ご自身で必要書類を印刷し署名

⑤ 保険金請求書等の必要書類一式をまとめて封筒へ

⑥ ポストに投函!

弊社

書類一式を受領 → 書類等の確認 → 保険金お振込手続き

保険金請求にあたって

- * ご請求手続きにあたっては、インターネットで保険金請求を完了後、必要書類をご郵送ください。
- * 被保険者の方が保険金の請求手続きを行うことができます。

- ① キャンセル費用(旅行者等から払戻しを受けられない費用、取消料、違約料等)を確認できる領収書または精算書等(コピー不可。原本。②で代用できる場合は不要)
- ② 企画旅行等を購入したことを確認できる予約確認書等(旅行代金の支払い明細が確認できるもの。コピー不可。原本)
- ③ 保険金請求書(インターネットから必要事項を入力し印刷したもの。ご署名必須)
- ④ 各事由ごとに弊社が定めた書類(例:医療機関による診断書など。詳細は約款別表1を参照してください。)

- * 必要書類が全て揃い、弊社が保険金をお支払いできると判断した段階で保険金のお支払いが確定します。
- * 保険金をお支払いするにあたり、弊社から関係者および関係機関への照会をさせていただく場合があります。予めご了承ください。
- * 保険金をお振込みする口座は、保険金を請求する被保険者のご名義のものをご指定ください。

3 お客様窓口

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申し出は弊社下記窓口までお問い合わせください。

AWPチケットガード少額短期保険株式会社
よくある質問： https://www.ticketguard.jp/ 03-5783-7874 受付時間／平日（土日祝日年末年始を除く） 10：00～17：30

4 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定は適用しません。
- ③ 被保険者の犯罪行為、または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤～⑦の事由に伴って生じた事故による傷害、疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- ⑨ ⑦以外の放射線照射、または放射線汚染
- ⑩ 旅行業者、航空会社等が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合
- ⑪ **弊社は、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって1「保険金をお支払いする場合」の①⑥⑦のいずれかに該当したことにより、記名被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。**

5 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、他の保険等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑧の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 保険契約の適正な引受け、維持管理、保険金のお支払い
- ② 委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- ③ 弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- ④ 弊社が有する債権の回収
- ⑤ 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑦ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑧ その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行する為に行う業務
また弊社は、本保険の契約または保険金支払において、保険契約者または被保険者から個人番号および特定個人情報等のいわゆるマイナンバーの情報を取得することはありません。

個人情報（個人番号および特定個人情報を含む）の取扱いについては、弊社ホームページ（<https://www.ticketguard.jp/>）をご参照ください。

6 支払時情報交換制度

弊社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

7 その他ご注意いただきたいこと

- ① 企画旅行等の購入完了後、加入者確認証が発行されます。発行にあたってはご購入者の登録メールアドレスに電子メールにてご通知しますので、ダウンロードの上ご確認ください。
- ② この保険は、企画旅行等が中止になった場合の旅行代金を補償するものではありません。
- ③ ご搭乗日を変更した場合、補償の対象となる「搭乗日」はご変更後の搭乗日となります。
（元の搭乗日は補償の対象となりませんのでご注意ください。）
- ④ ご出発日時を変更した場合、当社が補償する金額は当初購入した際の保険金額となります。
変更手数料や再購入に要した差額等は補償の対象外となります。
- ⑤ 弊社との間で問題解決できない場合には、弊社加入協会の一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）に解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
電話（フリーダイヤル）： 0120-82-1144 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 （土日祝日年末年始を除く）

227ST150305-690 2022年7月作成